

入札説明書

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部の「千葉北部地区5駅圏道路整備他工事他1件（枠組み協定一括入札）」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 掲示日 平成24年6月1日（金）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部 本部長 佐々木 公陽
千葉県印西市中央南一丁目501番地

3 工事概要

(1) 工事名 千葉北部地区5駅圏道路整備他工事他1件

(枠組み協定一括入札)（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 千葉県印西市武西学園台、中央北、中央南、小倉台、泉、鹿黒、大森地先外

(3) 個別工事概要

① 当初工事

(工事名) 千葉北部地区5駅圏道路整備他工事

(工事内容)

実施設計1式（設計・地質調査）

整地工 盛土工V=12万m³、地盤改良工1式、擁壁工H=3.5mL=60m

排水工 φ150～1,650 L=7,060m

道路工 W=3.5～18.0m L=4,870m（歩道・車道）

舗装工 A=34,610m²

真空集塵撤去工 1式（上屋6箇所、投入口6箇所、貯留槽6箇所、管20m）

測量（埋標）1式

(工期) 契約締結日の翌日～平成25年9月30日

ただし、一部完成範囲は平成25年2月28日まで（詳細は図面特記仕様書による。）

一部完成範囲は平成25年3月15日まで（詳細は図面特記仕様書による。）

一部完成範囲は平成25年6月30日まで（詳細は図面特記仕様書による。）

② 契約予定工事

(工事名) 千葉北部地区平成25年度公共和泉草深線(草深工区)道路他工事

(工事内容)

道路工 W=25m L=670m

舗装工 A=14,200m²

測量（埋標）1式

(工期) 平成25年4月～平成26年2月まで(予定)

(4) 工事実施形態

① 本工事は、千葉ニュータウンにおける千葉ニュータウン中央駅周辺部（5駅圏）に係る道路整備他工事である。本工事の施工に当たっては、基本設計等に対する実施設計を実施し、施工を行う設計・施工一括発注方式の試行工事である。

- ② 本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（タイプB）の工事である。
- ③ 本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては協定締結後）に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
- ④ 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
 なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部総務経理チームに承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>）にて公開）による。
- ⑤ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑥ 本工事は、入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、項目の追加等による厳格な低入札価格調査を実施する試行工事である。
- ⑦ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約をおこなう場合、監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- ⑧ 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）または、単体業者を契約の相手とする工事である。
- ⑨ 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ⑩ 本工事は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格について、土木工事A等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都圏ニュータウン本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにも係らず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (6) 上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面におい

て関連がある建設業者でないこと。

- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (8) 千葉ニュータウン事業本部発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (9) 平成14年度以降に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。

①道路整備工事で、施工延長700m以上の工事。

【単体の場合】・・・①の実績を有すること

【共同企業体の場合】・・・全ての構成員が①の実績を有すること

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当工事に専任で配置できること。

なお、共同企業体の場合は、構成員それぞれが専任で配置できること。

- ① 平成14年度以降に、担当技術者（一級土木施工管理技術士の有資格者）以上の技術者として下記に掲げる工事の経験を有するものであること。また、配置予定技術者の実績工事における従事期間は、次に掲げる工事の数量条件を満たす従事期間であること。

・道路整備工事で、施工延長700m以上の工事。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

- ⑤ 実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

- ⑥ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。（共同企業体の場合は、各構成員それぞれ3名を限度とする。）

- (11) 当機構が関東地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成22年4月1日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。

- ①当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。
- ②当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。(共同企業体の場合は、各構成員が専任の技術者を1名追加配置できること。)なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付して報告できること。
- (13) 次に掲げる基準を満たす実施設計の管理技術者を当該工事に配置できること。
- シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の資格保有者(道路部門または下水道部門)あるいは技術士(建設部門または上下水道部門、総合技術監理部門(建設部門または上下水道部門))又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。
- また、管理技術者は、契約書第10条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者を兼ねることができる。
- (14) 共同企業体の場合の登録申請等
- ① 登録申請
- 本工事の競争入札に参加を希望し、10の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」(以下「特定JV登録申請書等」という。)を提出しなければならない。
- ② 「特定JV登録申請書等」の提出期間、場所及び方法
- 提出期間：平成24年6月1日(金)から平成24年6月8日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで(提出日時は、事前予約すること)
- 提出場所：〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部 業務部 総務経理チーム
電話0476-46-8908
- 提出方法：持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。
- 申請書は、特定JVデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。(使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照)
- 申請書及び資料の提出は、「特定JV登録申請書等」受領した日から水曜日を経過した日(木曜日)より提出できる。
- なお、上記期間内に「特定JV登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。
- (15) 共同企業体の構成基準
- ① 構成員の数及び組合せ
- 当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争指名競争参加資格土木工事A等級の認定を受けている者どうし2社の組合せとする。
- ② 構成員の技術的要件
- イ 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未

満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 出 資 比 率

各構成員とも、30%以上の出資比率であること。

④ 代 表 者 要 件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であつてかつ、出資比率が最大であること。

(16) 認定資格の有効期限

認定の日から本工事が完成する日までとする。

ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

(17) その他

① 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。

② (15)②(上記、(15)共同企業体の構成基準②)に該当する工事経歴書を添付すること。

5 設計業務等の受託者等

(1) 4(6)の「3に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社協和コンサルタンツ

株式会社建設エンジニアリング

玉野総合コンサルタント株式会社

株式会社千代田コンサルタント

株式会社道路建設コンサルタント

パシフィックコンサルタンツ株式会社

株式会社URリンケージ

(2) 4(6)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 設計・施工一括発注方式に関する事項

設計・施工一括発注方式に関する仕様及び契約変更の取り扱いについては、別紙「設計・施工一括発注 特記仕様書」のとおりである。

7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準は以下による。

① 施工実績（加算点の最大15点、評価点の小計×15/45）

企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去3年間 ^(※1) の機構土	当機構の表彰実績あり（土木工事）	10.0	/10.0

木工事、国交省各地整一般土木工事における優良工事表彰の有無 ^(※3)	国交省局長表彰実績あり（一般土木工事） ^(※2)	5.0	
	なし	0.0	
過去3年間 ^(※1) の機構土木工事のうち直近5件の工事成績の平均点 ^(※4)	76点以上	10.0	/10.0
	74点以上76点未満	7.0	
	72点以上74点未満	4.0	
	70点以上72点未満	2.0	
	70点未満（実績なしを含む）	0.0	

なお、共同企業体として参加する場合の企業の実績については、各構成員の評価点をその出資比率に基づき加重平均した値とする。

経常建設共同企業体として参加する場合は、当該企業体としての実績のみを評価対象とするが、単体として参加する場合、経常建設共同企業体としての実績は評価対象としない。

配置予定技術者の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去3年間 ^(※1) の機構土木工事、国交省各地整一般土木工事における優良工事表彰の有無 ^(※3)	当機構の発注した土木工事で主任（監理）技術者または現場代理人として機構の表彰工事に従事した実績あり	10.0	/10.0
	当機構の発注した土木工事で担当技術者として機構の表彰工事あり、または、国交省各地方整備局の発注した一般土木工事において主任（監理）技術者あるいは現場代理人として国交省局長表彰あり	5.0	
	なし	0.0	
過去3年間 ^(※1) の機構土木工事のうち直近5件の工事成績の平均点 ^(※4、※5)	76点以上	10.0	/10.0
	74点以上76点未満	7.0	
	72点以上74点未満	4.0	
	70点以上72点未満	2.0	
	70点未満（実績なしを含む）	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況 ^(※6)	団体推奨単位数以上を取得	5.0	/5.0
	団体推奨単位数の70%以上を取得	2.5	
	団体推奨単位数の70%未満を取得	0.0	

※1 平成21年4月1日から本工事の掲示日までの通知日とする。

※2 国土交通省の表彰実績は各地方整備局の優良工事表彰（局長表彰）に限り施工実績評価の対象とする。

※3 複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。

※4 工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。

直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が5

件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

※5 現場代理人又は主任（監理）技術者として従事した工事に限る。なお、配置予定技術者の実績については、監理技術者として配置予定の技術者（以下「予定監理技術者」という。）の実績をもって評価する。

※6 継続教育（CPD）の取組状況とは、（社）日本技術士会（推奨単位：50単位/年）、（社）土木学会（推奨単位：50単位/年）、（社）全国土木施工管理技士会連合会（推奨単位：30単位/年）、（社）地盤工学会（推奨単位：50単位/年）による、平成23年度の継続教育における取得単位数とする。

※7 優良表彰工事における配置予定技術者の従事した実績は、当該優良表彰工事における過半以上の従事期間であること。

② 施工計画（加算点の最大12.5点、評価点の小計×12.5/25）

簡易な施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
【項目①】 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫 ・現場状況等を踏まえたうえで実施設計等を含めた工事工程の計画・管理及び工事遅延リスクの要因と対応についての提案	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされている。	12.50	/12.50
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされている。	7.50	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされている。	3.75	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっている。	0.00	
【項目②】 地権者や居住者等との良好なコミュニケーション形成に関する技術的工夫 ・真空集塵施設撤去の施工範囲において、居住者等との良好な関係を形成するための、居住者等に配慮した取組みに関する提案	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされている。	12.50	/12.50
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされている。	7.50	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされている。	3.75	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっている。	0.00	

③ 配置予定監理技術者のヒアリング（加算点の最大12.5点、評価点の小計×12.5/20）

評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の技術力に関する事項	当該工事の理解度・取組み姿勢	5.0	/20.0
	配置予定技術者の経験	10.0	

	技術者のコミュニケーション能力	5.0	
--	-----------------	-----	--

④ 施工体制等(加算点の最大30点、評価点の小計×30/30)

施工体制等に関する評価は、下記項目について行うものとし、開札後において工事内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のため施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のため施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められた場合。	5.0	
	その他	0.0	

- (2) 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (3) 評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制等評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。

なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評 価 値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制等評価点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

また、施工計画に係る評価点は、開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により得られる施工体制等評価点の割合によって減ずる。

〔開札後の施工計画の評価点

＝審査の結果得られた施工体制等評価点/30点×開札前の施工計画の評価点〕

(4) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の施工実績
- ③ 施工計画（及び配置予定技術者のヒアリング）
- ④ 施工体制等

(5) 失格要件

「施工計画」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。

また、「簡易な施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(6) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
- ② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大 15 点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

(7) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

(8) 施工体制等の確認のためのヒアリングについて

どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現に係る確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、すべての入札参加者に対し、開札後速やかにヒアリングを実施する。

- ① 場所：〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

千葉ニュータウン事業本部 入札室

- ② 追加資料の提出

入札参加者のうち、調査基準価格を下回る入札価格で申込みを行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

また、入札価格が、予定価格の算定金額における直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じ、その合計金額に満たない場合は、施工体制の審査を特に重点的に行うこととする。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、速やかに入札者に通知するものとし、その提出は、平成24年7月30日（月）午後3時までに行うものとする。なお、追加資料提出後の再提出は認めない。

- ③ その他

入札参加者別の追加資料に係るヒアリング日時については、別途行うものとする。

なお、ヒアリングは日本語により行うこととし、出席者は、配置予定技術者を含めた3名のみとし、資料の説明が可能な者とする。

8 枠組み協定型一括入札方式に関する事項

(1) 入札参加者は、3に示す各工事（以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額を

もって入札するものとする。

ただし、17により提出を求める工事費内訳書については、個別工事ごとに作成すること。

- (2) 本工事の総合評価においては、3に示す全ての工事（以下「全体工事」という。）を一括して評価を行う。よって、提出する施工計画は、個別工事ごとではなく全体工事を一括して作成するものとする。
- (3) 落札者は、落札決定の日から7日以内に、個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書（別添資料1）及び当初工事に係る工事請負契約書を提出しなければならない。ただし、予め機構の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (4) 個別工事の契約金額（税抜き）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（千円止め）をもって機構が定めるものとする。
- (5) 契約予定工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。なお、契約の締結にあたっては、千葉ニュータウン事業本部長が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該工事に関する契約書を提出しなければならない。
- (6) 3に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。
- (7) 個別工事の条件変更及び協定解除に係る取扱い(3)の協定による。
- (8) 本方式に係る工事費積算の考え方は次による。
 - ① 個別工事ごとに積算し、その合計額により予定価格を定める。
 - ② 積算要領及び単価は、入札説明書交付時点のものによる。ただし、設計変更により新しい細目等の単価を必要とする場合は、設計変更時期（変更指示時点）の積算要領及び単価による。
 - ③ 個別工事の間接工事費等率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）は、全体工事の工事規模（以下「全体工事規模」という。）を勘案して設定する。
 - ④ 個別工事の設計変更による変更部分の工事費は、全体工事の落札状況を勘案して得た金額を目途とする。
 - ⑤ 全体工事規模が確定する最後の個別工事の設計変更において、既完成済みの個別工事における間接工事費及び一般管理費等の額に関して、全体工事規模確定前に算出した額と確定した全体工事規模を勘案した額の差額を調整することができる。

9 担当支社等

(1) 申請書及び資料に関する事項

〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

千葉ニュータウン事業本部 事業部 工事チーム

電話0476-46-8946

(2) 入札及び契約に関する事項

〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

千葉ニュータウン事業本部 業務部 総務経理チーム

電話0476-46-8908

10 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申

請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(3) から(13) までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

(競争参加資格の申請)

①提出期間： 平成24年6月1日(金)から平成24年6月18日(月)

(競争参加資格の確認の基準日という。) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

※ただし、特定JVとして提出する場合、4 (14) ②にある平成24年6月1日から平成24年6月8日の間に提出された「特定JV登録申請書等」のデータが登録された後(「特定JV登録申請書等」受領した日から水曜日を経過した日(木曜日)より) 提出可能となる。

② 提出場所： 上記9 (1) に同じ。

③ 提出方法： 申請書は電子入札システムにより受付を行い、資料は上記②に示す提出場所まで持参すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、予め提出日時を提出日の3日前までに連絡のうえ内容が説明できるものが持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、[別記様式1]により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

① 施工実績

4 (9) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を[別記様式2]に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、平成21年4月1日から揭示日まで当機構発注の「土木」工事、国土交通省各地方整備局発注の「一般土木」工事(局長表彰において優良工事表彰がある場合は、その工事概要等を記載し、表彰状の写しを添付すること。

当機構発注の「土木」工事、平成21年4月1日から揭示日までの工事成績評定書のうち直近5件の工事に関するものについて写しを添付すること。なお、5件に満たない場合は該当期間のもの全てについて添付すること。

② 配置予定の技術者

4 (10) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を[別記様式4]に記載し、資格等を証明する書類として資格証の写しを添付すること。

記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

なお、配置予定技術者を複数記載する場合、7 (1) における評価については、最も評価値の合計値が低くなる配置予定の技術者の実績を評価する。また、共同企業体で、参加資格要件を2人で満たす場合の評価は、実績評価値(ヒアリング評価を含む)の平均点を評価点とする。

入札書投函後開札までの期間及び落札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。(様式任意)

なお、その申し出に基づき投函された入札書は無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事

を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 施工計画

7 (1)に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を[別記様式6]に記載すること。
枚数は、1つの評価項目に対し1枚、合計2枚を限度とする。

④ 契約書の写し

①の同種工事の施工実績及び工事成績、②の配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書（発注者図面に限る）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを添付すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書の一部のみの提出でよい（CORINS登録内容の写しを提出すること）。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※民間工事に関するすべての書類及び「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されていない工事については、原本を持参し確認を受けるとともに契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

⑤ 平成23・24年度競争参加資格認定通知書の写しを添付すること。

⑥ 同種の工事の内容

①の同種工事の施工実績として記載した工事に係る図面の写しを提出すること。図面は、当該工事に係る数量表及び施工範囲がわかるものとする。

⑦ 実施設計管理技術者の資格

4 (13)に掲げる資格があることを判断できる実施設計管理技術者の資格を[別記様式7]に記載すること。また、資格者証及び申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類の写しを添付のこと。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

① 日時： 平成24年6月21日(木) または22日(金)午前10時から午後5時
(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

② 場所： 9 (1)に同じ

③ その他： 企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、配置予定技術者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成24年7月9日(月)に電子入札システム(紙により申請した場合は紙)にて通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 本部長は提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
 - (1)、(2)、及び(5)に関して・・・・・・ 9 (2)に同じ。
 - (3)及び(4)に関して・・・・・・ 9 (1)に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はWord2003形式以下、Excel2003形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。 契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

電子入札システムにより申請書を提出した場合でも、必要書類のすべてを持参するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

1 1 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：平成24年7月17日（火）午後4時
 - ② 提出場所：9 (2)に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし本部長の承諾を得た場合は書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。
- (2) 本部長は、説明を求められたときは、平成24年7月24日（火）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙により説明要求のときは紙）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 本部長は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

1 2 再苦情申立て

- (1) 1 1 (2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより、説明に係る書面を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、本部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
 - ① 受付場所：9 (2)に同じ。
 - ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- (2) 本部長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 本部長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
(1)①に同じ。

1 3 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書（設計図書、現場説明書等を含む）に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 提出期間：平成24年6月19日（火）から平成24年7月9日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
 - ② 提出場所：9(2)に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、書面を②に示す提出場所まで持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次の通り閲覧に供する。
上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。（承諾を得て紙入札とする場合は下記②の場所において書面により閲覧に供する。）
 - ① 期間：平成24年7月13日（金）から平成24年7月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
 - ② 場所：9(2)に同じ

1 4 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時
 - ① 電子入札システムによる場合
平成24年7月25日（水）午前10時から正午まで
 - ② 紙により持参する場合
平成24年7月25日（水）正午までに持参すること。
- (2) 開札の日時及び場所
日時：平成24年7月26日（木）午後2時
場所：〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部総務経理チーム
- (3) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
落札者の決定は開札後、施工体制等の確認のためのヒアリングを実施した後とし、平成24年8月1日（水）を予定している。

1 5 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙

により独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部総務経理チームに持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

1.7 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。提出方法については、電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。なお、紙入札による場合は、入札書とあわせて持参（紙及びCD-R等により提出）すること。
- (2) 工事費内訳書の記載方法（平成24年7月17日（火）までに送付する。）を参考として、工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。紙入札の場合は押印も必要。）を作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第8号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
 - ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印が欠けている場合（紙入札の場合）
 - ヘ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合

ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

- (4) 必要に応じて、入札書及び工事費内訳書を公正取引委員会に送付する場合がある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

18 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

19 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

20 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は7(2)による。
- (2) 最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、**別添資料2**のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料の提出を求める。

なお、調査基準価格を下回った価格を入札したもので、入札価格の積算内訳における次表上欄に掲げる各費用の額（枠組み協定型一括入札方式の場合は、個別工事におけるそれぞれの費用の合計額）のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額（個別工事におけるそれぞれの費用の合計額）に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対しては、**別添資料2**のとおり項目の追加等による厳格な調査を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
75%	70%	70%	30%

- (3) 7(2)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（**別添資料3**）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

21 支払い条件

- (1) 前払金 契約工事金額の40%以内
- (2) 部分払い （出来高により）当初工事6回、契約予定工事8(5)の通知による

22 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）及び契約書（交付図書）並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得書及び電子入札運用基準を厳守すること。
- ※ 別冊入札心得書等については、都市再生機構HP
<http://www.ur-net.go.jp/order/>に掲載。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、10(3)②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (6) VE提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。
- (7) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時15分から17時40分まで稼働している。
- システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (8) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札システムヘルプデスク TEL03-5606-1752
電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部
総務経理チーム 電話0476-46-8908
- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）

- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知。）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (12) 競争参加資格確認資料の作成方法
- 提出する技術資料は、A4サイズのファイル（左側2穴）に綴じ、背表紙に会社名を記載し（図面はA3版以下に縮小すること）、インデックスを付けること。
- 綴じる順序は、以下の順番による。
- ①様式0 （受付表）
 - ②様式1 （競争参加資格認定通知書の写しを添付すること。また、受付完了したときに受付印を押印して返却するので、コピーを1部用意すること。）
 - ③様式2・4（競争参加資格が確認できる契約書等及び図面等を添付すること。）
 - ④様式3・5（資格者証及び申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類の写し、競争参加資格が確認できる契約書等及び図面等を添付すること。）
 - ⑤様式6 施工計画書
 - ⑥様式7 （資格者証及び申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類の写し、競争参加資格が確認できる契約書等及び図面等を添付すること。）
- 入札参加資格通知書発送のため、返信用の封筒（長3号封筒（簡易書留380円切手貼））に返信先の住所、宛名を記載し提出すること。（紙入札の場合）
- (13) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。
- これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。
- なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。
- また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。
- 1) 公表の対象となる契約先
 - 次のいずれにも該当する契約先
 - ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - 2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ②当機構との間の取引高
 - ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して72日以内

【添付資料】

- ・別記様式0 受付表
 - ・別記様式1 競争参加資格確認申請書
 - ・別記様式2 同種工事の施工実績
 - ・別記様式3 企業の施工実績
 - ・別記様式4 配置予定技術者の資格・工事経験
 - ・別記様式5 配置予定技術者の施工実績
 - ・別記様式6 施工計画書
 - ・別記様式7 実施設計管理技術者の資格
-
- ・別添資料1 枠組み協定型一括入札方式に関する協定書
 - ・別添資料2 低入札調査について
 - ・別添資料3 確認書
 - ・別添資料4 工事（設計・施工一括型）請負契約書

以 上

①千葉北部地区5駅圏道路整備他工事

②千葉北部地区平成25年度公共和泉草深線(草深工区)道路他工事



